



## こうれいしゃ 高齢者の「人権」を考えてみましょう

わたしたち  
私たち  
はこの世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸  
せに暮らす権利、「人権」を持っています。「人権」はお互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊  
重し合うことによって成り立っています。

日本では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として高齢化が進み、2018年(平成30年)9月16  
日に発表された総務省の人口推計によると、65歳以上の高齢者は過去最多を更新し、高齢化率は  
28.1%となっています。

このような中、豊かな経験や知識がありながらも、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限  
されるなど、高齢者的人権にかかる問題が起きています。豊かな気持ちで幸せになりたいのは、年齢  
に関係なく誰もが抱く気持ちではないでしょうか?

人は皆、歳を取り高齢者となります。もし、あなたが高齢者となったときに、「年寄りの出る幕じゃ  
ない」とか「いい年をして」「もう年なんだから引退したら」といったように、年齢だけを理由に社会  
参加の機会を奪われたりしたらどう思いますか。

若いころに比べるとからだの機能も衰え、できないことも出てきますが、社会貢献をしたい、働き  
たいという高齢者はたくさんいます。人は年齢を重ね様々な人生経験を積むことにより、他の人がもつ  
ていない貴重な知識を蓄えていきます。これまでの経験や知恵を生かした仕事やボランティア活動な  
どで社会参加ができる環境を整えていけば、高齢者の「生きがい」となり、豊かな人生を送ることが  
できるのではないか?

また、介護を必要としている高齢者に対し、介護をする人が、介護に伴う疲労やストレスのために  
肉体的・心理的に虐待を加えたり、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの経済的  
虐待といった高齢者的人権問題も大きな社会問題となっています。

こうした問題の解決には、広い意味での社会保障制度の充実が図られることはもちろん必要ですが、  
わたしたち一人ひとりが高齢者的人権についての認識を深めることが重要ではないでしょうか。  
すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し、豊かな経験を生かして、地域社会の担い手と  
してさまざまな活動に参加できるような、そういう社会をつくりていきたいものです。

### そうごう 総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日 午前9時～午後5時

保健相談 (市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日 午後1時30分～3時 10月3日 11月7日

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ (性的少数者、性同一性障害、同性愛の人たちなど)  
の相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 10月25日 11月22日

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。